6月の税務

●6月10日

- 1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例 を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月~ 当年5月分)の納付
- ●6月15日
 - 2. 所得税の予定納税額の通知
- ●6月30日
 - 3. 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 - 4. 1月.4月.7月.10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 〈消費税・地方消費税〉
 - 6.10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費 税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 - 7. 消費税の年税額が400万円超の1月.7月.10月決算 法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 8. 消費税の年税額が4,800円超の3月.4月決算法人 を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決 算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉
- ●6月.8月.10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
 - 9. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

中央税務会計事務所ニュース

今日の件でやはり、相紙対策は早いちときは要注ぎかなと思います。 ション一棟を約3.8億で平成八年 価していたにもかかあらず認めら 化七したり 購スし、平成以年に兄亡した際での 容は不動産の評価を路線価で れなかったのです。具体的にはマン 話題となっています。相続後の申告 体調管理の難しい手ぬておりました 秋者が国状局に敗訴したのですから ことも今回の要因の一つと思います なたり年内に不動産を赤むした する行為とみろれた訳ですがせく 必額させる取引が相称がき回 局は以う底で更正如分を作いる マンションと路線低四一の低で評価 みじ苦しくかいということで国がど 暑い日と梅雨の肌寒い日か たところ、飛務調査で実勢価格 した、それき不服として裁判していた 大月4月月日の最高裁の判例 この背見れいる機入当時 は加力を越えてあり、たくなったのは ですが、裁判所も国状の考えを になったのです のだからがより ぐえません。

信欄》

商業地に係る固定資産税等の負担調整措置 令和4年度税制改正にみる

地等)について、 講じられました。 たすことがないようにするため、 コロナ禍からの事業の立て直しを図る事業者の経営に支障をき 令和4年度税制改正において、固定資産税の急激な負担増が、 令和4年度に限り、負担増を緩和する措置が 課税額が上昇する土地(商業

理するとともに、 そこで今号では、 改正のポイントについてふれてみました。 現行制度(負担調整措置) をあらためて

ウイルス感染症の拡大に伴い、多く 固定資産税は上昇となる地点が多 慮してもなお、令和4年度の土地の の地域で9月末まで緊急事態宣言や 増になると見込まれていました。 ルス感染症拡大後の地価の下落を考 急上昇を受けて、 に制限される状況が長期間続き 平成29年から令和2年までの地価 一方で、令和3年は、新型コロナ 商業地の2割近くの地点で負担 新型コロナウイ

各種支援策の効果を損なうことがな

資産税については、経済対策による

事業者は厳しい経済状況に直面 りますが、 ス感染症の感染者数は減少傾向にあ います。さらに、新型コロナウイル しは不透明なところがあります 令和4年度の土地の 経済の回復に向けた見通

押しするため、 感がある中、 いよう、また、 事業者の経済活動を後 経済の先行き不透明 現行の負担調整措置

改正前 の制度概

税額上昇分を半減して税負担を緩和

商業地等の「負担調整措置」として、「負担水準」(前年度課税標準額とし、負担水準が60%を課税標準額とし、負担水準が60%を課税標準額とし、負担水準が60%を課税標準額とし、負担水準が60%を課税標準額とし、負担水準が60%を課税標準額とされています。ただし、その額が当該年度評価額の60%を超える場合は「当該年度評価額の60%を超える場合は「当該年度評価額の60%を超える場合は「当該年度評価額の60%を超える場合は「当該年度評価額の60%を超える場合は「当該年度評価額の60%を下回る場合は「当該年度評価額の60%」、当該年度評価額の60%を下回る場合は「当該年度評価額の60%」、当該年度評価額の60%を下回る場合は「当該年度評価額の60%を下回る場合は「当該年度評価額の60%」、当該年度評価額の60%を下回る場合は「当該年度評価額の60%を下回る場合は「当該年度評価額の60%」、当該年度評価額の60%を下回る場合は「当該年度評価額の60%を下回る場合は「当該年度評価額の60%」とは、計算を表表していては、計算を表表していては、計算を表表していては、計算を表表していては、計算を表表していては、計算を表表しているの60%を超れています。 ます。

「据え置き措置」がとられていては、令和2年度のについては、令和2年度のほのの場がである。 っしず也面の上昇があった「評価替え」の年にあたh なお、令和3年度は3年います 課税標準額も上昇するこ あれば地価の上昇があ 変化したことを踏まえ、 よって社会を取り巻く状すが、新型コロナウイル の年に1度の たり、通常で たとになりま たとになりま を和3年度 が大きく を和3年度

●商業地帯とは…

宅地等のうち、住宅用地以外の土地をいう。

●負担調整措置とは…

納税者の負担感に考慮し、評価額に対し税負担が低かった土地や、地価の上昇等で評価額が急激に 上昇した場合に、税負担を緩やかに上昇させるよう、課税標準額を調整する措置。

●負担水準とは…

宅地等の前年度の課税標準額が当年度の価格に対してどの程度まで達しているのかを示したもの。

●評価替えとは…

固定資産税・都市計画税(土地)は、3年ごとに評価替えを行い、地価の変動などを評価額に反映 させる。令和3年度が評価替えの基準年度で、次の評価替えは令和6年度となる。令和4年度・令和 `5年度は、土地の利用状況の変化があった土地等を除き、令和3年度の評価額を据え置く。

また、地価が下落している場合は、次の基準年度を待たずに評価額の修正を加えることもある。

年度の課税標準額が、

が60%未満

の土地に限る)

令和3年度の分別の令和3年度

4年度に限り、商業地等 (税負担の激変緩和の観点か

ほか、駅徒歩圏内の繁華性のある商が高まって上昇に転じた地点が多い店舗やマンション用地に対する需要店舗やでは、都心近郊部においては、 いに転じました。 路線商業地で上昇地 います。

都市

されます。 の緩和措置は、 計 画税に 0 4

額とされました。ただし、当該額が、の2・5%(現行5%)を加算したの課税標準額に令和4年度の評価額 2・5%(現行5%)を加算した課税標準額に令和4年度の評価額 額とし、評価額の20%を下回る額の60%を上回る場合には60% 適用時期 評価額の20%を下 な年度の固

土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置(固定資産税・都市計画税)

土地に係る固定資産税について、コロナ前の地価の上昇に伴う負担の急増と、新型コロナウイルスの影響等によ る経済社会情勢の悪化とその後の回復状況を踏まえ、現行の負担調整措置の原則は維持しつつも、令和4年度 は商業地等における課税標準額の増加を評価額の5%→2.5%に抑制する措置を講じる。

固定資産税評価額 (地価公示価格の7割)

負担調整措置を 踏まえて算出

均で前年比0

・4%増、

東京圏で同

・7%増、

名古屋圏で

同1.7

%

りに上昇し、

大阪圏でも

の公示地価を発表しました。3月22日、国土交通省は20

商業地の地価

全国平

当該年度の 課税標準額 固定資産税 税率 1.4%

土地の 固定資産税額

負担水準

(前年度課税標準額÷当該年度評価額)

100% 70%

地価が下落した場合(=負担水準70%超) 課税標準額を評価額の70%に引き下げ

地価が上昇した場合(=負担水準70%以下) 課税標準額を**前年度額に据え置き**

60%

医苯苯苯苯苯苯苯磺基



地価が大きく上昇した場合(=負担水準60%未満) 課税標準額を**前年度額+評価額×5%**とし、 段階的に引き上げ(原則)※評価額の60%を上限

前年度額+評価額×2.5%(令和4年度)

※令和3年度は令和2年度課税標準額に据置

20%

負担水準 20% 未満の場合は、課税標準額を評価額の 20% とする。